

後期高齢者医療 被保険者証について



75歳以上の方が8月1日よりお使いいただく新しい被保険者証を、7月下旬に簡易書留で郵送します。

お手元に届きましたらお名前等をご確認いただき、医療機関で診療等を受ける際にご提示ください。（現在お使いの証は、8月以降お使いになれませんので、各自において廃棄をお願いいたします。）

また、限度額適用・標準負担額減額認定証も、8月1日より新しくなり、被保険者証とは別に郵送されます。前年度交付を受けている方で今年度も適用要件（住民税非課税世帯の被保険者）に該当する場合は、引き続き交付されます。

保険料の算定

保険料は、被保険者それぞれの前年中の所得に基づき毎年7月に算定され、7月中旬にお知らせします。

図1

平成26年度の保険料率

●所得割率 7.86% ●均等割額 40,490円

保険料額＝

$$40,490 \text{ 円} + (\text{所得} - 33 \text{ 万}) \times 7.86\%$$

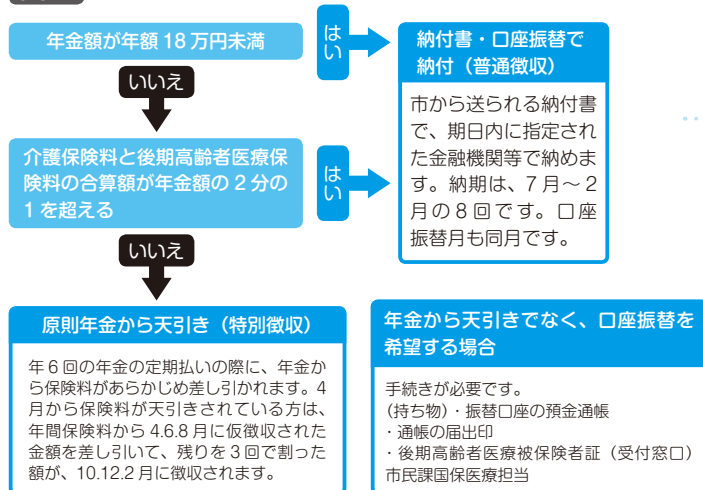
(均等割額) (所得割額)

※ 保険料の賦課限度額は57万円です

図2

	均等割が軽減される世帯	軽減割合
同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等が	基礎控除額（33万円）以下の世帯で、被保険者全員に年金収入以外の所得がなく、年金収入が80万円以下の世帯	9割
	基礎控除額（33万円）以下の世帯	8.5割
	基礎控除額（33万円）＋{24.5万円×被保険者数}以下の世帯	5割
	基礎控除額（33万円）＋{45万円×被保険者数}以下の世帯	2割

図3



■均等割軽減
(均等割額40,490円)
軽減判定のための対象総所得金額等が次に該当する世帯の被保険者は、均等割額が図2のとおりに軽減されます。

保険料の軽減措置

所得割率を軽減する被保険者のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない方については、所得割額が一律5割軽減されます。

■被用者保険の被扶養者に対する9割軽減
職場の健康保険などの被扶養者であった場合には、所得割額は発生せず、均等割額は9割軽減されます。

所得割軽減

所得割額を負担する被保険者のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない方については、所得割額が一律5割軽減されます。

保険料の納付方法

年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替による「普通徴収」の2通りです。（図3参照）
※口座引き落としを希望の方はお問い合わせください。

問い合わせ・申し込み

※市民課国保医療担当
(内線127・129・137)
※収納課徴収担当
(内線163・165)
※山梨県後期高齢者医療広域連合
055・236・5671

食生活改善推進員を募集

食生活改善推進員とは、「食改推」の愛称で食生活の改善や健康づくりに関しての活動を推進するボランティアです。「私たちの健康は私たちの手で」を活動スローガンに、現在159名で市内全域で活動を展開しています。

食生活や健康づくりに興味のある方、一緒に活動してみませんか？

応募要件

・市内在住の方（男女不問）
・年度中に行う講習を受講できる方（受講後にボランティアとして活動をしていただきます）

講習時期

9月から平成27年2月までの平日・土日（6日間を予定）

講習会場

保健福祉センター

受講料 無料

応募方法

電話または、保健課窓口でお申し込みください。

応募締切 8月8日（金）

問い合わせ

保健課健康増進担当
(保健福祉センター内)

23-4310